

議案第97号

財産の取得について議決を求める件

財産の取得について、鹿児島県財産に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和5年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種類及び数量 空間放射線量測定装置 一式
- 2 取得金額 105,600,000円
- 3 取得の相手方 福岡市博多区店屋町5番18号  
富士電機株式会社九州支社

(提案理由)

空間放射線量の測定のための機器を更新しようとするものである。